

利用者の希望によるサービスの選択と事業体系の見直し(案)

【目指す方向】

○施設・事業体系の簡素化

障害者支援施設(入所型):生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型、と施設入所支援を統合し、
一本化したサービス提供体制とする。併せて短期入所と日中一時支援も利用可

障害者支援施設(通所型):生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型を統合し、
名称を障害者支援施設(通所型)とする。併せて日中一時支援も利用可

福祉工場

: 就労継続支援A型の名称を福祉工場とする。

グループホーム

: グループホーム・ケアホーム・福祉ホームを統合し、名称をグループホームとする
また、新設をする際等には施設整備費の対象とする

自立生活移行型

: 自立訓練事業宿泊型をグループホームの一部とし、名称を自立生活移行型とする

居宅支援

: 居宅介護に行動援護と移動支援を含め、名称を居宅支援とする

○障害程度区分は名称を「支援尺度」とし、個別支援計画指針にする。

○介護給付と訓練等給付を統合し、名称を「自立支援給付」とする。

○児童については、障害者自立支援法による施設体系に組み込まず、児童福祉法の中で行う。

○全てのサービス事業において利用制限及び利用期間制限を撤廃する。

○支給決定については、市町村によりばらつきがあることから、当面は都道府県によって行う。